

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		出産育児一時金の支給
根拠法令等及び条項		国民健康保険法第58条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審 査 基 準	根拠条項	国民健康保険法第58条第1項、栃木市国民健康保険条例第8条、 栃木市国民健康保険規則第47条、第47条の2、第48条第1項及び 第2項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成27年 1月 1日最終変更
	【 基 準 】 国民健康保険法抜粋 第58条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。 栃木市国民健康保険条例抜粋 (出産育児一時金) 第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 (平23条例11・平26条例64・令3条例65・令5条例6・一部改正)	
	栃木市国民健康保険規則抜粋 (出産育児一時金の支給の月計算)	

第47条 出産育児一時金は、妊娠4月以上（満85日以上）で出生児ごとに1件の出産として支給する。

（出産育児一時金の支給の特例）

第47条の2 出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、栃木市国民健康保険条例（平成22年栃木市条例第156号。以下「条例」という。）第8条第1項ただし書の規定に基づき1万2,000円を加算する。

（平26規則72・令3規則50・一部改正）

（出産育児一時金の支給）

第48条 条例第8条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、出産育児一時金請求書（別記様式第34号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、世帯主が、病院、診療所若しくは助産所との間に、出産育児一時金の支給申請及び受取に係る代理契約（支払事務を委託した国保連合会を通じて当該病院、診療所又は助産所に支払われるものに限る。）を締結し、又は病院、診療所若しくは助産所を受取代理人として事前に申請して支給を受けようとする場合は、この限りでない。

(1) 医師又は助産師において出産の事実を証明する書類

(2) 同一の出産について、出産育児一時金（法、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類

2 前項第1号に規定する医師又は助産師において出産の事実を証明する書類は、生活環境部市民生活課長、地域振興部大平地域づくり推進課長、藤岡地域づくり推進課長、都賀地域づくり推進課長、西方地域づくり推進課長又は岩舟地域づくり推進課長（以下「市民生活課長等」という。）の証明をもってこれに代えることができる。

（平23規則3・平23規則10・平28規則23・令3規則13・一部改正）